

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機 設計及び工事計画（使用済燃料乾式貯蔵施設の設置）【4】」
2. 日時：令和3年2月26日（金） 10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐※、櫻井安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 安全対策検討グループリーダー 他8名※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子燃料計画グループ 担当1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
  - ・伊方発電所3号機 設計及び工事計画に係る説明資料（使用済燃料乾式貯蔵容器の安全性について）（使用済燃料乾式貯蔵施設）
  - ・伊方発電所3号機 設計及び工事計画に係る説明資料（発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）（使用済燃料乾式貯蔵施設）
  - ・乾式キャスク（輸送・貯蔵兼用）の許認可概要（設置許可・設工認／設計承認の比較について）
  - ・設計及び工事計画認可申請書における周辺施設の記載箇所について
  - ・伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表
  - ・設計及び工事計画認可申請書（伊方発電所第3号機の変更の工事）（添付資料9部分）（令和3年1月8日申請）（1/3）
  - ・設計及び工事計画認可申請書（伊方発電所第3号機の変更の工事）（添付資料9部分）（令和3年1月8日申請）（2/3）
  - ・設計及び工事計画認可申請書（伊方発電所第3号機の変更の工事）（添付資料9部分）（令和3年1月8日申請）（3/3）
- 以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁サクライです。これから伊方発電所の乾式貯蔵施設の設工認ヒアリングを始めたいと思います。それでは四国電力さん、御説明をお願いします。はい、四国電力のホリケです。
0:00:17	今日は、乾式キャスクに関するヒアリングよろしくお願いたしますまず資料は①から⑤ござい用意しております①の資料をご覧ください。
0:00:30	①の資料につきましては電源以前のヒアリングで概要説明に用いましたし、必要になっております。こちらでその後ヒアリング等を実施しまして、少し記載を拡充したところにつきましてご説明をいたします。
0:00:46	変更箇所としましては、右上のページ番号 22 ページをご覧ください。
0:00:56	はい。
0:00:57	添付資料一覧、一覧がございましてこちらの資料 5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書という表の真ん中辺り、こちらにつきまして 25 ページに詳細の説明というのを追記しております。
0:01:13	そのあと、この資料につきましては 26 ページ 7 ページという小城先が少しその資料を追加したことに伴いまして、地区ぐれが想定では 25 ページをお願いします。
0:01:27	はい。
0:01:32	最後のヒアリングを踏まえまして乾式キャスクの火災防護につきまして詳細なものを 1 万入れさせていただいております。
0:01:40	基本的には設置許可のほうで説明してさせていただいた内容を、それに伴いまして今回表の量というのが右上のほうにあると思いますが、それぞれの火災区画に対しましてどのような感知器を用いるか。
0:01:56	どのような消火設備で対応するかというのわかるような表を追加しております。
0:02:03	あんたんでございますが、概要①につきましてはそちらのほうを修正させていただいております、こちらをし会合のほうで用いたいというふうに考えております。
0:02:18	以上です。
0:02:20	タニグチ
0:02:24	はい。
0:02:33	これ、火災の入れたからって時間だつてずれました。
0:02:38	ということで、はい。
0:02:40	ぶれが生じています。
0:02:47	うち、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	はい。
0:02:50	25 ページ以降はですね 1F1 ページずつ触れております。
0:02:59	明日
0:03:00	はい。
0:03:04	ちゃんと
0:03:07	①についてよろしければ、
0:03:10	引き続き、
0:03:14	説明したいと思いますがよろしいでしょうか。
0:03:18	はい。
0:03:19	いや資料②、コメント管理表のほうをご覧ください。
0:03:27	本日は、②のNo.100 タスクの位置と全般の位置について回答したいと思っております。
0:03:37	客の維持につきましては乾式キャスクの各種評価について設計承認との差異を説明すること。
0:03:43	現場の位置としましては周辺施設の波及影響も含めた設計に関する設置申請書上の記載箇所について説明することというコメントをいただいております。こちらについて、まずキャスクの位置を説明させていただこうと思います。
0:03:58	はい。
0:04:01	はい、試行電力のカツムラでございます。本日の資料の④番をご覧ください。アポイントの形の資料です。
0:04:11	今回の乾式キャスクの研究概要ということで設工認と設計承認の比較という形でAとポイントをまとめて参りましたので、ページめくっていただきまして、2 ページ 3 ページにつきましては、トリガ体系ということで
0:04:27	法令規則の整理をしたものでございます。それぞれの条文適用を説明しているという内容になりますと 4 ページがキャスクの概要ということで左上に設計書に二相状態での
0:04:42	安全性を説明する構成部材と右上がちょうど状態が設工認での審査で御説明させていただく。状態の例というところと、あとは下の表にそれぞれの構成部材の材質を表でまとめてございます。
0:05:01	で赤枠で囲っているところが設計承認等設工認で共通のところになりまして、下の表の下のほうに出させていただくと 30 分た 30 だシール緩衝体、こちらにつきましては輸送時の未装着するというので、
0:05:18	左上の図行くとところの上下部緩衝体と 30 だ。
0:05:23	この辺りは移送特有のものでございます。
0:05:26	米印の 2 で書いてますけども、構成部材の長期健全性につきましても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	貯蔵と輸送で共通のものになります。続きまして5ページの収納条件です。週の条件は、という相当貯蔵でまた御共通でございます。
0:05:45	次6ページですけれども、ここからは改正観客の解析比較ということで、6ページでは、強度評価について整理してございます。
0:05:55	当町の真ん中ほどに設計承認で美保右のほうに設工認での評価内容という形で縦のほうにはA解析方法と解析条件と判定基準と言う形で表を整理してあります。
0:06:10	まず判定基準のところご覧いただきますと、当設工認での評価につきましては設計承認と同様に変形を弾性非弾性域に抑えるということを判定基準としておりますんで解析方法としましては、容器本体とバスケットとら日本
0:06:28	については、解析コードもしくは評価式を用いるということで共通です。
0:06:32	で、設工認のほうは貯蔵架台が貯蔵架台の評価を含みますので、こちらは差異があると。
0:06:40	で、解析条件につきましては、それぞれの状態に付加する付加される荷重です。
0:06:47	これが条件が異なるということで、前装置では落下試験、
0:06:53	に相当する、応力評価をするのに対して、設工認では想定事象に対する評価するというのでその辺の荷重条件が違うということが差異としてございます。
0:07:06	続きまして7ページが熱解析です。
0:07:11	で、こちらも同様に判定基準のところをご覧いただきますと、各部の熱的健全性を確認するという判定基準は共通です。
0:07:19	で解析方法としてはABAQUSを用いて三次元の全体モデル、二次元の集合体モデルを使うということで、解析方法は共通ですけれども、一つですね、解析条件のうち、収納条件につきましては、
0:07:34	供給です。後の周囲環境温度とか、姿勢ですと緩衝材の有無、こちらにつきましてはそれぞれの状態を模擬した解析ということで、差異がある部分になります。
0:07:46	について8ページが取り込めということで、まず判定基準とご覧いただきますと、設計承認では通知以下という規則で定められる、放射エネルギーの制限値というものがございまして、ものでもこれぐらいと。
0:08:03	いう制限が判定基準であります。
0:08:06	一方で、設工認のほうは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	中に閉じ込めると負圧に維持するということですので、60年間負圧を維持できる基準漏えい率を計算してそれより下回る金属ガスケットを使いますし、運用開始時にはそれをリストとして判定基準を設けて確認すると。
0:08:29	いうところが判定基準としての間違いでございます。
0:08:33	それを踏まえた解析方法としましては、まず、
0:08:37	設計承認では密封境界が30%になるというところと、設工認では一部だが密封境界になるといようなところで
0:08:48	差異があります。
0:08:50	解析方法につきましては、評価式を用いた計算ということで、こちらも共通です。
0:08:57	評価内容と評価対象核種につきましては、ちょっと繰り返しになりますけども、放射性物質の設計承認では放射性物質の漏えい量ということでトリチウムやクリプトン、これの漏えい量を計算すると。
0:09:11	いう一方で設工認では負圧を維持するための漏えい率を計算するということは採決です。
0:09:19	解析条件につきましても営農への経路は先ほどの通り異なるというところはございますけども、燃料破損率は出てい%という前提を置きまして、こちらは共通になります。
0:09:34	続きまして、9ページが遮へい解析です。こちらの判定基準をご覧くださいますと、表面にミリアあと1メートルで0.1mmということで判定基準は共通ということで解析方法もどっとコードを使うということと、解析モデルも共通です。
0:09:53	解析条件につきましては、前装置は、
0:09:57	設計承認では輸送時と一般と特別と3種類ございますけども、
0:10:02	設工認で輸送時のこれと全く共通しているところではないんですけども、個別に見ていきますと、設計承認と同じ条件でやっているというところで緩衝体の有無ですと特別の試験条件と共通であったり、
0:10:18	レジンにつきましては、輸送時一般の試験条件等共通で2.5%ケースを考慮しているか。
0:10:25	いうところでございます。
0:10:28	最後10ページでございますけれども、臨界解析につきましては、基本すべて共通になります。ただ、米印でちょっと増えてますけども、設計承認で遊間掃除っていうのは、5リットルの水が少し入るということで、感想的ながら若干ちょっと、
0:10:46	水が入ったような冠水ではもちろんないんですけども、蒸気が入っているという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:53	状態での感想というところが若干としても違いがありますけども、基本的にはもう共通でございます。
0:11:00	はい、資料4番の御説明としては以上でございます。
0:11:18	ちょっと幾つというか、
0:11:22	登用、
0:11:26	JANSIの鳥瞰図のタイプ1のこういう層状態のほうの
0:11:44	はい。
0:11:45	すみません、失礼しました、こちら、個目、1アプリです。はい、すみません。はい。
0:11:54	修正します。
0:11:59	2億追加したか。
0:12:06	あと、ちょっと基本的にはそうやっちゃうかもしれないですけども、申請されてる数値を持っている。
0:12:22	貯蔵兼
0:12:24	そうか。
0:12:25	7ページとか、
0:12:30	はい。
0:12:32	ですとか遮へいとか、
0:12:35	ところのページ、7時点やその兆候法人で購入しなければならないのでだけなんですけれども、これは輸送時とかはやらないんですか。
0:12:47	朝までの設計承認で書いて枠として書いてあるから、設工認レベルかなという
0:12:55	質問なんですか。
0:13:01	はい。
0:13:02	四国電力の勝又でございます。今回のキャストは
0:13:08	四国電力のカツムラでございます。今後のキャスト兼用キャストということで、輸送状態については、設計承認容器承認側で見る範囲というのと、一方で、
0:13:21	貯蔵姿。
0:13:24	につきましては、設置許可設工認、
0:13:28	の側の話で整備するのかなという
0:13:32	2ます。
0:13:36	じゃあ、臨界解析のときに、取り扱うGTGふう
0:13:43	いや使えて、
0:13:45	例えばどんな時の
0:13:50	PRところから、
0:13:52	はい、移動すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:55	四国電力のカツムラでございますが、臨界解析での取り扱いというのは知ってSFピットでの
0:14:03	キャスクを水に進めて水中で燃料を収納していくと。
0:14:10	そのあと水が入った状態で期中に吊り上げて後で水を抜くんですけどもその状態で水が入った状態でのキャスクが存在するということも考慮して、
0:14:23	そういった評価も、
0:14:26	敷地の中に入れると。
0:14:28	いう位置付けになります。
0:14:31	じゃあ、今までちょっとこのパワポに取り扱いし、
0:14:35	ていう
0:14:37	これを若干ちょっとどこからどこまでなのかわかりにくくて今の説明でいいので、※1みたいな感じで追加していてもいいですか。
0:14:48	はい、承知しました。はい、そういったことを想定してやってるという補足させていただきます。はい。
0:15:05	はい。
0:15:14	はい。
0:15:32	先週、
0:15:36	四国電力の勝野でございます。この申請書上は添付資料として設計承認をとっていることを、の説明者として、僕簡単でありますけども、
0:15:48	いてると思います。
0:15:50	いや、
0:15:58	どっちで起きた
0:15:59	そういう点で、
0:16:02	はい。
0:16:04	今回兼用キャスクですので、そういった整理かなと思います。はい。
0:16:10	はい。
0:16:13	はい。
0:16:15	きっと。
0:16:16	わかりました。ありがとうございます。
0:16:21	はい。
0:16:28	C、
0:16:31	はい。
0:16:33	委員長ツカベですが、
0:16:38	大丈夫ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:40	はい、じゃあ、最初に先ほどサクライのほうから 1.0 兼用キャスクであることについてのも結局過剰もう
0:16:51	明言されていると思うんですが、それはその基本設計方針とか、
0:16:56	ここはね、
0:16:58	企業読めるんですかね、その設計承認書がついてるといのは認識しているんですが、
0:17:05	その中でどっかで宣言されているんでしょうか。これも資料につきまして、今回の申請書本文 1-2-3-7 ページとかの
0:17:20	14 億票の後の
0:17:22	注意注釈書きのページがあるんですけども、そういったところで、県をキャスクである本要求アップというような表現をちょっと入れていただけたりですね。
0:17:36	あとは、
0:17:38	あと、続きまして基本設計方針になりますと、ローマ数字 2 の続けて 2-6-3 ページでございます。
0:17:49	はい、こちらの今回追記させていただきます使用済み燃料乾式貯蔵施設はつてというのが 3 行に書いてありましてそのあと兼用キャスクである使用済み燃料乾式貯蔵容器をというふうに入っております、ここまで当施設としての基本設計方針。
0:18:06	あと、却今回設置しますキャスクにつきましては先ほど松村から申し上げました通り、要目表の注釈として、金融キャスクであるということを明確にしております。
0:18:20	はい、机上ツカベ手配乗っかりました。あと人型式の介護の量になって、
0:18:27	定義と思うんですけど、30 分だけあるとか、
0:18:31	緩衝体について、それぞれどこまで見るんだと結構今回形ではないので、
0:18:38	いいのかもしれないんですが、鑑賞会さん全部たについては、
0:18:46	申請書等では、
0:18:49	もう
0:18:50	出てこない。
0:18:52	という認識でよろしいですか。
0:18:54	はい、四国電力のカツムラがでございます。今回の設工認申請書の中では 30 だとか、緩衝体についての安全説明というのはないとしてないですね。はい。ただまあ設計書にとつてるところ明確にはしてございます。
0:19:10	はい。すいません。一般電力のソガワRISあとちょっと補足させていただきますと共同評価とかです。その中で想定事象がございまして、その中で取り扱い

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	時先ほどあったようなアプリ扱いとかですね、30メーターがついてるようなときは重量とかでは考慮しているというぐらいでして30緩衝体そのものの
0:19:30	説明についてはしてないと現場の今回の申請地調の内容となっております。
0:19:36	はい、わかりました。競争の輸送と貯蔵どこで
0:19:43	切り分け戻せ切り分けるっての以前から何度かお聞きしてるかと思えますけど。
0:19:50	今の段階でどこになってるんですか、緩衝体を渡した段階とかだったっていうような気がしますが。はい。
0:20:00	初年度のカツムラでございます。許可のときに御説明させていただいた通りですけど、緩衝体を
0:20:08	つけた状態で乾式貯蔵建屋に持ってきてそこで緩衝体を取り外しますのでそこからは
0:20:17	二相状態がとかされた状態と。
0:20:22	はい、工夫しております。はい、テーマ、先ほどの取り扱い時の話はちょっと広めになってるかもしれないというぐらいです。わかりました。はい。
0:20:31	はい。
0:20:31	わかりました。
0:20:33	あと一つ、今回4事象を設計承認と比べていただいて、結果のところは扱い結果表緩和機械について設計承認っていうのは最終的な参考の中性子吸収材。
0:20:53	遮へいのところ除いては、
0:20:56	基礎着工参考扱いぐらい。
0:20:59	この審査書になってたかなと思うんですが、
0:21:02	ここの扱いは、
0:21:04	設計承認等どうなってるという認識でしょうか。
0:21:09	四国電力のカツムラでございますけど設計承認では当初は申請書の本本体のほうに出たんですけども、経年変化というのが今年から施行され、施行とか適用になったということで昨年、
0:21:28	承認いただくには、本体というのは、参考の位置付けということで整理させていただきましたただまあ説明としては、設計承認の中でさせていただいておりますので、規制説明内容としておきましても、
0:21:43	設置許可で御説明させていただいた内容と同じ経年変化のないようであれば今回の設工認でも同様の御説明を差し上げると。
0:21:53	はい。いうことで、も共通のものかなというふうに認識しております。
0:21:58	はい、わかりました。あと最後に、その適用の規格適用規格の話なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:06	人金属キャスクの構造規格、
0:22:11	設計初日のコアについてはそちらでやられてると思うんですが、今回、
0:22:17	設工認側ではどういう扱いは出生減で書いてあると思う。書いてありますが、
0:22:24	どういう扱い
0:22:26	何でしょうか。
0:22:29	はい、四国電力のソガワです。今回のキャスクの適用の考え方につきましては共同評価の資料でその辺をつけさせていただいております。
0:22:42	まず、資料のですね。
0:22:45	日という資料で強度計算の基本方針というものをまとめております。
0:22:52	まずちょっとそちらを開いていただければと思います。
0:22:58	はい、どうぞ。はい。今回の強度評価につきましてはクラス 3 容器に関する共同評価っていうのと、あと、技術基準 26 条に基づきます金額としての強度評価、この二つの返却評価を
0:23:14	来申請書に記載しておりますので先ほど 17 条に基づくクラス 3 容器につきましては、資料 10-2 シリーズで 26 条に基づきますキャスクとしての強度評価につきましては、10-3 シリーズということ。
0:23:30	1 しております、この徐々にがですね、いわゆる設計建設規格に基づいた評価になっております。
0:23:37	一方で 26 条に基づく評価というのが基本的には金属キャスク構造規格にのった評価をしておりますして、その辺りの説明をちょっとまた資料をめくっていただきまして資料 10-3-1 という資料に県お客キャスクとしての評価の基本方針をまとめてございます。
0:23:57	そちらを福祉とですね、10-3-1-3 ページをお開きいただけますでしょうか。
0:24:07	多分また注の 10-7 図を御説明いただくと思うので、3 時よろしいですかね。いや、基本的な考え方だけ御説明いただければ。
0:24:16	と思っております、そういう意味では、
0:24:21	設計建設規格、
0:24:24	一方、極力 3 におきまして適用して、
0:24:30	設計されているという。
0:24:31	認識すればいいですかね、決算容器としては、はいそうですねクラス 3 容器としまして分け設計建設規格に基づくクラス 3 機器でして、当 26 戸技術基準の 26 条への適合性としましては、基本的に金属キャスク構造規格の設計承認と同様の同じ規格を用いまして、四つの安全、
0:24:51	係る強度評価を申請の記載しております。
0:24:57	規制庁つくれ財布わかりましたありがとうございます。私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	はい。
0:25:13	よろしいですか。
0:25:18	DOSIRISとか閉じ込め等、
0:25:22	設計承認なんですけど。
0:25:25	っていうのを、
0:25:27	どこから持って行って、
0:25:29	追記してもらって、
0:25:32	そう。
0:25:47	目次とか指針とか、
0:25:53	どこからどこのあれを持ってきてるっていうのはちょっと
0:25:57	適している。
0:26:02	四国電力のカツムラでございます。その辺ちょっと音声の調子があるんですけど、今おっしゃっていただいたのは設計承認書の記載内容が設計承認、設計承認申請書のどのページとかどの章からしっかり内容を引っ張ってるっていうことでしょうか。
0:26:24	ほかに。
0:26:25	ホール
0:26:26	もともと法令とかそういう意味合いですか、何かって個人たきず、
0:26:32	下座探し切れない。
0:26:35	はい、記載いただく、もしくは設置
0:26:58	四国電力の課長でございます。告示とかに書いている判定基準もありますし、書いてない判定基準もありまして、そういったものはちょっと文献から持ってきたりしているところもございます。
0:27:15	で、
0:27:17	ちょっと見にくいかもしれない。
0:27:27	はい。
0:27:30	はい、告示とかに書いている範囲で判定基準、
0:27:35	工事転換で基準について告示で書いてある範囲については、告示を引用するとかないといった法令の範囲で、
0:27:44	はい、開けばよろしいですか。はい。
0:27:47	はい。
0:27:49	承知しました。はい2ミリとかと1メートルとかはそうあたりは、補足できると思いますので、
0:27:58	あとは閉じ込めですね、その辺りは欠けると思いますのではいさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:09	はい。
0:28:11	いや、
0:28:13	はい。
0:28:15	はい。
0:28:18	液状
0:28:21	はい。
0:28:22	今、
0:28:24	うん。
0:28:26	ありがとう。
0:28:33	いただいて、
0:28:35	次は、
0:28:36	2、
0:28:40	申請書全体
0:28:43	単体です。
0:28:49	四国電力のソガワでございます。今後のちょっと進め方なんですけれども、資料 3 につきましては今回お出ししております申請書の補足説明と言い資料でございまして、具体的には解析の
0:29:07	のパラメタ振った場合の感度ですとか、ほかの根拠妥当性等を示す資料ということでもとめてございます。
0:29:15	続きまして先によろしければ申請書の概要等ですね、まずはそちらを説明していただいて、させていただいてあとは適宜必要な情報資料 3 に基づいて補足させていただくというふうに進めさせていただこうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。
0:29:32	お願いします。
0:29:36	かしこまりました。四国電力ソガワです。そうしましたら、まずは、今回の説明させていただけない範囲としまして、
0:29:45	通せ今回お出しちゃ設工認申請書の資料 10 のシリーズ、
0:29:50	の強度評価ちょっと先ほど触れました強度評価のうち、26 条に関する範囲
0:29:56	あと資料 11 から 14 の四つの安全機能に関して、今回の申請内容の概要をちょっと御簡単に御説明させていただきたいと思います。
0:30:08	それではまず、
0:30:13	例えば、
0:30:15	まずちょっと先ほど触れましたけれども、強度評価の全体の方針についてちょっと説明させていただきます。はい。どう四国電力のオオヒラがでございます。そ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れでは東京の評価の全般について資料 10-1 を用いて御説明したいと思います。資料 10-1 をお願いします。
0:30:34	はい。
0:30:36	当資料 10-1 はですね共同評価で大方針でこういう評価をしますということに記載してございますねと下のページ、資料 10-1-1 をお願いします。
0:30:49	1 発の概要ですけれども、この資料の内容としましては、兼用キャスクとして申請する使用済み燃料乾式貯蔵容器及び火災防護設備のうち奨学金かかる材料及び構造の設計について、
0:31:05	技術基準規則 17 条に基づいて必要な材料を使用し、適せた構造及び強度を有することを説明するものでございます。また、先ほど説明がありました通り、
0:31:17	来乾式キャスクに係る材料及び構造の責任については、技術基準規則 26 条に基づいて金属キャスク構造規格等に準じた設計を行ってございます。
0:31:29	これについては後程別途御説明いたします。資料の構成といたしましては資料 10-2 シリーズで 17 条に基づく評価資料 10-3 にて
0:31:44	26 条に基づく評価を実施してございます。それを 2 ポツの強度評価の基本方針のほうに記載してございます。そう 2.2 項のですね消火器の構造及び強度に関する記載もありますけれども、これについては、既工認で認可をいただいた設計方針に基づいて、
0:32:04	障防法案に適用したものを使用するというを記載してございます。資料 10-1 については簡単でございますが以上でございます。
0:32:22	よろしければ続きまして、資料 10-3 シリーズご説明させていただきますけれどもよろしいでしょうか。
0:32:29	はい。
0:32:31	はい。やつ積み増してめくっていただきまして資料 10-3 のローマ数字 I 番ということでちょっと目次をまず御説明資料構成とちょっとまずは御説明させていただきますと思います。
0:32:56	はい。
0:33:00	はい。
0:33:03	資料 10-3 ページ番号のローマ数字相次いだところに目次ということで記載しておりますけれども、大まかに三つの資料構成に分けております。資料 10-3-1 につきましては、26 条に監視監視ます強度計算の基本方針を記載しております。
0:33:21	10-3-2 シリーズ、こちらが今回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:26	影響評価の対象範囲としております密封容器バスケットとら日本の外等々と貯蔵架台この五つの部位ごとに分けまして、結果の計算の方法について記載した資料となっております。
0:33:41	10-3-3のシリーズ、こちらがその件強度計算方法に基づきまして実際につつうタイプキャスクございますけれどもそれぞれの強度計算結果を示す資料ということで、10-3-3のシリーズをおつけしております。
0:33:56	また今回の負荷の教育へ影響評価に係る別紙といたしまして別紙1が脚光を構成する部材の長期健全性に関する説明資料となっております。また別紙2としまして、今回、アルミニウム合金をバスケット材料につきましては規格外材料ということになりますので、そちらの強度、
0:34:16	材料特性についての資料をおつけしております。
0:34:23	続きましてと競合計算の基本方針ということで10-3の資料10-3-1について御説明をさせていただきます。
0:34:32	資料10-3-1-1ページをお願いいたします。
0:34:40	はい。
0:34:50	はい。こちらにつきましては、概要で1ぽつ概要に書いております通り26条第2項第6号に規定されております。お客として適切な材料を使用して十分な構造強度を有することで預金対する説明でございます。
0:35:05	2ポツ的側は無罪の分類ということで、見ていただきまして、
0:35:11	規制庁隣のページの次のページの10-3-1-2ページに絵とキャスクを乾式キャスクを構成します構造図を来
0:35:20	掲載させていただいております。
0:35:24	これらの中からですね、26条に規定されております四つの安全機能を確保するために必要な部材ということで、どう一時豚二次豚バスケットとら日本該当貯蔵架台を今回、評価対象としております。
0:35:40	です。それらの部材に対して、適用規格を整理した表がコミッティいただきまして10-3-1-3ページに記載をしております。
0:35:52	こちら第5-2-1表に示します通りどうかから20分たボルトまでにつきましては金属キャスク構造規格内の密封容器の規定に照らして評価をいたします。
0:36:04	外筒から底部中性子遮へい材カバー、こちらレジンを支えるメインになりますけれども、こちらにつきましては金属キャスク構造規格上の規定がない材料になるんですけれども、前に多様な材料ということで、似たような部位としまして中間胴という規定がございますので、
0:36:22	こちらに準じた評価を行うという整理としております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:27	バスケットにつきましては、金属キャスク構造規格のバスケットの評価につきまして、こちらのサポートしておるんですけれども、今回アルミ材料ということになっておまして、この規格で採用されておりましたねと事例規格が廃止になってございます。
0:36:42	続きましては設計承認の方でこちらの材料の妥当性含めて、御説明させていただいておりますので、同様の評価ということで整理をしております。
0:36:55	また貯蔵架台につきましては、懇
0:36:58	金属キャスク構造規格の適用の範囲外ということになりますので、設計建設規格を使いましてクラス3支持構造物としての評価を示すという方針としております。
0:37:11	はい。
0:37:13	はい、まだここまででなんかちょっとここら辺でまとめさせていただきますでしょうか。
0:37:23	はい。
0:37:24	はい。
0:37:30	はい。
0:37:35	さっきバスケットアルミナ例とか、JC遮へい香川
0:37:40	とかっておっしゃる3そこは、
0:37:43	だから記載
0:37:45	はい。
0:37:49	はい。
0:37:54	はい、四国電力ソガワですはい先ほど目次で御説明しましたはいアルミ材料の補足説明につきましては、資料10-3の別紙2という資料をおつけしておりますそちらのほうに、
0:38:10	共同と評価に必要な物性値ま
0:38:14	を記載しております。
0:38:23	ある意味だけじゃなくてそれぞれが隔離とかっていうのは特に書いてありますよ。
0:38:29	すみません見切れて
0:38:31	はい、客のその他部材の材料等につきましては今後の計算方法並びに経産省内で説明をさせていただきます。
0:38:46	規制庁ツカベですけどすみません先ほど話に戻ってしまうんですけど、技術研修の解釈上は、
0:38:55	建設規格材料規格、
0:38:59	によることと書いてあったと思うんですが、今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:04	エンドキャスクの構造規格を使うことについて低、
0:39:09	こういう形で使われているこの事例議論なんかあるんでしょうか。
0:39:17	はい、四国電力ソガワでございますねと設計建設規格材料規格については17条側での要求かなと理解しておりますして26条のコアの今回御説明させていただく食う可能な方の解釈におきましても特段何か高規格に沿うというのはですね指定はなかったものと、
0:39:37	1人まずにつきましては、何をよりどころにするかというところでして別の規則になりますけれども、中間貯蔵施設側の規則とで今回こういう金属キャスク構造規格が読みに見込まれておりますので、今回これが適用できると考えて
0:39:53	それに沿った説明という内容にしております。
0:40:00	市町ツカベセミナーの容器としてやキャンプキャスクとして席上に向けてのちゃんとした規格に基づいてやっているというのは了解していてその安全、
0:40:12	ほか、
0:40:15	コメントするつもりはないんですが、その健康の
0:40:19	立地基準の解釈との関係で、
0:40:22	どういう整理になるのかなと思っております、先ほど条文ねという話でしたけどこれ今、クラス3、
0:40:31	機器について、
0:40:34	堰権限つき括弧医療機関区
0:40:37	ネットいふうなっているものを
0:40:41	そう。
0:40:42	そこは解釈すればよろしいんでしょうか。
0:40:48	四国電力のホリケです。
0:40:50	本日ちょっと説明はいたしてはおりませんが、17条側の設計建設規格に基づいて、クラス機器を設計してその強度構造を示しなさいというところにつきましては、先ほどちらっと触れておりました。10-3の
0:41:09	10-2のシリーズですね、こちらのほうで17条の適用解釈を参考にした適用というのを説明しております。今さっき説明した10-3につきましては、26条の
0:41:27	うん。
0:41:31	はい。
0:41:33	はい。
0:41:34	はい。
0:41:38	はい。
0:41:39	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:40	26条の第2項第6号ニに規定しておりますキャスク本体その他のキャスクを構成する部材
0:41:46	については、適切な材料で構造であることというのがありましてこちらについてはですね、解釈技術基準の解釈等にもですね、何に基づいてやりなさいというのがありませんので、所としまして適切に評価できてなおかつ
0:42:02	実績もあります。金属キャスク構造規格に基づいて評価するのが妥当と考えておりまして、それで、その部分への適用を説明するというふうな整理を考えております。
0:42:16	はい、規制庁ツカベですね、その考えられてるっていうのは、今回、伊方3大飯オリジナルだと思えばよろしいですか。それとも変更の
0:42:29	どこか。
0:42:31	東海第2とか、なんですかね、軽石5
0:42:35	どっかで同じような整理はさせたものはあるんでしょうか。
0:42:39	先方でいきますと、東海につきましては、昨日キャスク構造規格ができないできてない前でございますので、インド客構造規格のももとの考え方になりましたクラス1容器等、
0:42:58	準拠してやっているというのが先方にありますね金属キャスク構造規格ができて以降になりますと先ほどソガワのほうからありました通り、持つ。
0:43:08	になるんですけども、図のほうで移動キャスク構造規格にのっとして評価をしております社としても、そちら。
0:43:16	お三方参考というかそちらの先行実績としまして、昨日キャスク構造規格とか評価をしますね、そちらについてはですね輸送2番のほうでもきっちり実践実績があるもの。
0:43:31	と考えておりますので、そちらを参考にしておりますし、またですね。
0:43:39	この間制定されました。審査が色のおきまして、
0:43:51	ちょっと、
0:43:54	はい。
0:43:56	まず、
0:44:06	はい。
0:44:08	資料
0:44:12	一番下、
0:44:18	そう。
0:44:20	どうぞ。
0:44:25	10、
0:44:28	こっちから右下、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	審査会ということです。
0:44:35	定住エコ民間規格なんですね、Guide今ガイドってありますガイドの
0:44:45	5 ページのほうの民間規格の中にもですね。
0:44:50	民間規格の上から 1、
0:44:53	3C5 個目のほうにですね、普通のお客構造規格と。
0:44:57	ていうのを参照されておりますのでそちらにも合致しているのかなというふうに考えております。
0:45:04	現状、
0:45:06	はい委員長株式会社等、
0:45:09	人金属キャスクの構造規格を使うことについて、何が問題意識を感じてはいないので、はい。あとは
0:45:18	基準解釈等との整理をどうするのかなっていうとこだけになってるかわからない。御説明を図り、はい。
0:45:29	はい。
0:45:31	あともう 1 点、先ほどあったアルミニウムのアルミニウム合金の
0:45:36	件ですけど、馬の許可の段階であまり、
0:45:40	このところの話をしていないかと思うんですが、今申請書内でも少し書かれていますと思うんですが、実際その共同経過に関して、
0:45:52	と懸念も考えて、
0:45:55	包絡して大丈夫ですという御説明をされていると思うんで。
0:46:00	で、
0:46:01	トーマツチャッキ処理のほうでもすでに
0:46:04	この辺りの詳しい説明がされているのであれば、同じものでも結構なので、補足でもご説明いただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。
0:46:17	はい、四国電力のソガワでございます。はい、ある意味材料につきましてはご認識の通りでございます設計承認も審査におきましてアルミ材をもう妥当性について、
0:46:32	説明をさせていただいております。でも賜りました
0:46:38	あたし金融も普通の型式制度のMNF21P型キャスクの申請がございましてその中で、材料について、出たと説明しながら説明されたし、妥当性を説明した材料でございましてそちらと同一の材料を使うということで、
0:47:00	設計承認ないで説明をさせていただいておりますし、今回設工認におきましても、同じ材料を使うということで、申請書に、
0:47:09	同じ材料であると同じ材料面であることを記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:16	はい、わかりました。ちょっとあの懸念のところでもちょっと言おうかなと思って るんですが、今申請書の金利だけでは、実際のデータというか根拠を
0:47:30	もう本当に御原本に当たればわかるんですが、
0:47:33	若い。
0:47:35	資料だけでは読み切れないところがあるので、
0:47:39	ここは実際に根拠とされてるデータについては、具体的に示して、
0:47:45	設工認の段階では示していただいて、
0:47:49	説明いただきたいなと思っていますというのがコメントです。
0:47:54	四国電力の八郎でございます。先ほど四国電力のカツムラでございます。先 ほど申しあげましたようなアルミの
0:48:04	まずは許容値の設定の根拠ですねその辺も含めたデータ集がございます。そ れをちょっと補足説明資料としてつけさせていただこうと思いますけども、それ でよろしいでしょうか。
0:48:15	規制庁ツカベですはいきで結構でしたでしょうか。
0:48:20	私から以上です。
0:48:30	じゃあ、次の御説明
0:48:35	はい。
0:48:37	廃止子電力のソガワでございます。では続きまして資料 10-3-2 の表のほう 系強度計算方法について説明をさせていただきます。ちょっと分量が多くて時 間も限られておりますのでちょっと代表的にと容器の記載を、
0:48:53	の流れをちょっと御説明をさせていただきたいと思います。
0:48:58	時資料 10-3-2-1 をお願いいたします。
0:49:11	そちらにつきましては、1 ページから始まりまして概要は適用基準に関しまして は先ほど基本方針を記載した通りでございます。2 ページ以降は記号の記載 ということで説明を割愛させていただきます。
0:49:27	飛ばしまして 6 ページをお願いいたします。こちら設計条件ということでまとめ てございます。
0:49:34	また基本仕様につきましては要目表に記載しております通り最高使用圧力最 高使用温度、こちらの表に記載の通りでございます。
0:49:45	次の 7 ページ以降、こちらで設計事象ということで今回の強度評価で考慮いた します。各種荷重の条件をこのこれ以降で説明しております。まず 7 ページ につきましては、今回乾式貯蔵施設内での取り扱いということで、
0:50:03	天井クレーン及び乾燥台車を用いた取り扱いをするということで配置図を除け 記載させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	8 ページ以降につきましては、設置許可の審査の中でも御説明させていただいておりますけれども、各取り扱いの業態を記載しております。
0:50:26	別途にいただきまして 14 ページでございます。こちらにおきまして荷重の種類と組み合わせを記載しております。今回の共同評価の前全体といいますか三和預金に関してはこういった評価をしているという。
0:50:43	考慮する荷重の一覧となっております。
0:50:50	えっと次の 15 ページでございます。こちらで先ほどの微圧先ほどのページまでの取り扱いの状態や荷重を考慮しまして、今回解析評価をする事象についてのケースを整理した表となっております。
0:51:08	密閉容器につきましては、第 5-1 表に記載しております通り、まず設計条件ということで規格に沿って、最高使用圧力に対する評価条件をまずは評価するというのが一つ。
0:51:23	続きまして透析事象 1 ということで、日貯蔵時、これ教条対M大半を占める代表的な事象ということで備考欄に記載しておりますけれども、貯蔵時と吊り上げ時ということで、最も
0:51:39	ちょっと設計条件で荷重条件が厳しくなる吊り上げ時飲んだケースを 2 設計条件 1 の評価事象として、
0:51:48	選択選定しております。
0:51:53	続きまして飛んで 66 ページでございますけれども、こちらA供用状態A、Bも事象としまして、取り扱い時先ほど出し取り扱い時の 2、
0:52:05	その事象ということで、検査課題への衝突時というのを代表事象として選定しております。
0:52:11	備考欄に記載の通り今荷重条件が最も厳しいというのが検査が対象ということでこちら代表事象として選定して評価をしております。
0:52:20	あと最後に試験状態ということで試験時の最高使用圧力の 1.25 倍の圧力を恵美子容器に負荷させました評価についても評価をしております。
0:52:32	以上の通り、5 ケース密閉容器に関しましては 5 ケースの共同評価という内容になっております。
0:52:41	続いて 1718 ページあたり苦痛で同じことを記載しておりますので割愛させていただきます。
0:52:51	疼痛損利益上げまして、ネット 19 ページ、こちら今回 2 雇用機能解析の範囲を示しております(1)から(10)ということで、各部位を図で示したものが続き、次の 20 ページに記載しております。
0:53:09	この網がけの範囲、こちらを 2 個容器の範囲として影響評価を行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:17	続きまして 21 ページ。
0:53:22	お願いいたします。形状寸法につきましては強度計算書のほうで後程御説明をいたします。5.4 物性値につきましては、先ほどありましたけれども、今回見 また密封容器の範囲で使う各種材料、
0:53:37	それに対する物性値を、22 ページ 23 ページの表に整理しております。
0:53:50	続きまして 24 ページになりますけれども、こちらが具体的な応力解析のしずぎ ん方法手法についての記載になります。
0:54:01	3 日 6.1-1 が書いております通り密封容器能力評価につきましては、想定さ れる荷重円控えてきた時熱荷重をもとに、三つ容器及び回答と、実形状をモ デル化したモデルでモデル化しまして、
0:54:17	ABAQUSコードによる解析を行っております。
0:54:21	またカバープレートとかボルトは後どうそこ板に係ります平均使圧力につつま しては、ばかし一方であって、応力評価式を用いた評価という内容になってお ります。
0:54:35	また合わせまして、金属キャスク構造規格に基づきまして外面に圧力を受ける 密封容器の評価ということで載せまして、こちらも同様に応力評価式を用いた 許容開発の評価という内容になっております。
0:54:51	25 ページ 26 ページにつきましてはその解析の応力評価のフローを整理した ページになっておりますちょっと説明は割愛させていただきます。
0:55:05	27 ページ以降に具体的な応力評価の詳細についての記載となっております、
0:55:16	6.2 の荷重につきましては、病床に記載した内容となっております。
0:55:22	6.3 応力計算と評価につきましては、
0:55:26	過剰評価するということを書いておるんですけども、(3)の
0:55:31	お願いいたします。こちらで今回のみ、
0:55:36	病気の応力評価位置の考えを記載しております。
0:55:41	基本的には構造の座構造及び材料の不連続制代表性を考慮して設定すると いうことで評価位置につきましては、設計承認でも
0:55:50	近く試験条件における強度評価を行っております、同じ部位を選定してお ります。
0:55:57	詳細な位置につきましては経産省の方にどう示しております。
0:56:04	ね等 28 ページ目以降につきましては各種応力における系統評価項目をより ね基準についての説明をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:16	別途説明詳細割愛いたしますけれども、基本的にする金属キャスクの構造規格に基づきまして各種必要な応力評価項目を評価するという内容になっております。
0:56:34	湖面いただきまして 31 ページ目以降、こちらが許容基準になります。
0:56:44	こちらの脅威基準の考え方は先ほどの金属キャスク構造規格の内容になりましてあと具体的な数値をこれ以降で記載をしております。
0:56:55	まずその基準を決める温度につきましての考え方を 31 ページ目の 6.3-3 教育基準のところから記載をしております。
0:57:10	各部位で設定する温度に対応した対応を評価基準とするということになっておりまして、具体的な温度につきましては 32 ページの第 6-1 表に記載をしております。
0:57:25	こちらの協力値を定める温度ということで、先ほど御事象の評価を行うということを御説明させていただいておりますけれども、各事象においてですね業態が異なるということで、各様態に応じた
0:57:41	今度を用いる用いて評価を行っております。
0:57:46	次参りましたので、設計時貯蔵時という欄がございますけれども、こちら側の係数につきましては後程ご説明します。今回の設工認の範囲であります資料 13 の冷却能力に関する説明書における解析結果、こちらを引用する形で、
0:58:06	各部の協力を定めております。
0:58:12	続きまして吊り上げ時検査がないの衝突時、こちらは注釈 3 に記載しております通り、各部署におきまして 30 体が取り扱えられた状態ということで乾式キャスクの
0:58:27	設計承認で承認を受けております輸送時の各部の温度を用いまして、
0:58:33	協力を設定しております。
0:58:38	最後試験時につきましてはあの場で試験を実施しますので価格を条文として評価を行っているというものでございます。
0:58:51	33 ページにつきましては° N-1 体国の各所温度を記載しております。
0:58:59	34 ページから
0:59:02	2 ツしばらく飛びますけれども、
0:59:06	45 ページまで。
0:59:09	先ほどの温度に基づきまして、各部位の各事象におけます許容応力具体的な数値を記載したものとなっております。
0:59:22	無駄な計算方法につきましては手法と影響力ここまでを説明させていただく資料として構成をしております。
0:59:35	次、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:36	残りのバスケット等、各ほかの材料につきましても基本的に記載している内容といえますか資料構成としては同様の内容となっております、同様に各部の評価方法
0:59:49	ものによって評価式を用いるものであったりFEMを用いるという差異はありますけれども、各手法に基づきまして、評価基準をどなたにするかというところを説明した資料となっております。
1:00:04	ちょっと走りになりましたけれども資料 14 人、10-3-2 シリーズ計算方法についての説明は以上でございます。
1:00:12	よろしければ、続いて計算結果のほうまでちょっとあわせて御説明をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
1:00:24	はい。
1:00:26	その計算。
1:00:29	ですが、ちょっと課題があるんですけど、これ。
1:00:33	何か変わるとは思うんですが今説明いただいた。
1:00:40	ちょっと最初の
1:00:43	三つのように、
1:00:44	例えばある意味バスケットアルミですよとか取られるんですよっていうことで、
1:00:53	ちょっと特徴的なところで御説明いただけますとかソガワと言われちゃうと、
1:01:00	はい。
1:01:01	かしこまりました。じゃあちょっとネット特徴的なところだけかいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。
1:01:09	資料 10-3-2-2、こちらがバスケットの強度計算方法の仕様になっております。お手元に御願いたします。
1:01:20	市長、
1:01:22	はい。
1:01:24	はい。そうしましたらこちらの最初のほうは基本的に先ほどの密閉容器と記載が同等となっておりますし、変わりますのが資料 10-3-2-2 の
1:01:40	11 ページをご覧ください。
1:01:46	こちらの設計事象の内容でございますけれども先ほど密閉容器は規格に基づいて 5 種類の評価を行ってございましたが、バスケットにつきましては試験状態です。
1:01:58	は中に入っておりませんですし、今の設計時の評価も求められてないということで、
1:02:05	共助たABに対する評価という内容となっております。
1:02:09	記

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	あと評価位置につきまして 12 ページ以降で説明しておりますけれどもバスケット
1:02:17	先ほど密閉容器でしたけれどもバスケットの評価 1 ということでもちろん異なりますので、評価する範囲、
1:02:25	記載赤線で記載しております。
1:02:28	こちらファンにつきましては設計承認と同じ範囲となっております。
1:02:37	切ったり、後は材料が異なるためもちろん協力と変わりますけれども、選定する項目等も基本的に設計承認から同じような内容ということで定義記載しております、
1:02:53	資料構成と残りも協力に関する説明書の同様となっております。
1:02:59	はいバスケットは以上でございます。
1:03:04	そう。
1:03:05	続けて採ら日本説明をさせていただきたいと思います。
1:03:14	トラン日本につきましても 11 ページを 10-3-2-3 も 11 ページ作ってご覧いただければと思いますが、
1:03:27	こちらA共助。
1:03:30	評価する事象としましては、今日状態のおのみを評価ということとしております。撮らにつきまして吊り上げ時に実際に吊り上げ荷重学校に集中するところで、Bの検査が来衝突とかですぬそういったもの。
1:03:45	よりも、一番厳しいの取り扱い機吊り上げ時というところで、供用状態Aのみの評価という内容となっております。
1:03:54	14 ページ 15 ページに登録評価 1 記載しております、こちら設計承認と同じ評価位置となっております。
1:04:05	はい。
1:04:07	あと残りは同様でございますとらに主は以上でございます。
1:04:14	続きまして 10-3-2-4 該当等の中性子遮へい材も保持する部位の強度計算方法というところになりますけれども、こちらに関しましては、基本的にモデルにつきましても、先ほどの三つを容器の中で 1、
1:04:32	一体としてモデル化してございますので、基本的にはもう密閉容器と同じ内容となっております。
1:04:39	前の評価条件につきましては、当受 20 ページですかね、10-3-2-4-10 ページに記載しております通り試験条件ですとか、
1:04:53	設計事象を席上除く評価となっております。
1:04:57	うちの場合は、はい。同じような内容となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:05:08	最後 10-3-2-5 ページ 10-3、資料 10-3-2 のほうでございますけれども、こちら貯蔵が大
1:05:16	でございます、
1:05:18	はい。
1:05:20	こちらは金属キャスク構造規格ではなくてねと、設計建設規格に基づく評価というふうなところで先ほどの 10-3-1 で説明した方針に基づくものでございます。
1:05:34	相鉄事象としまして、想定する許可する事象としましては、10-3-2-5-5 ページをご覧くださいいただければと思いますけれども、
1:05:46	ちょっとからも貯蔵時にしか用いないものと同様に安全設計確認できればよい部材でございますので試供状態への貯蔵時のみを評価するという内容となっております。
1:06:01	はい。あとは機器類が健全評価位置につきましては 10-3-2-5-7 ページに記載している通りでございます、あとの考え方については、同様でございます。
1:06:16	はい。簡単でございましたが共同評価計算方法については以上でございます。
1:06:27	。
1:06:35	うん。
1:06:40	はい。
1:06:43	よろしければよろしければ続いて、計算書のご説明させていただくかと思いませんけれども、
1:06:51	いかがでしょうか。
1:06:52	お願いします。
1:06:55	はい、じゃあ続きましてまずは密閉容器で代表して御説明させていただきますと資料 10-3-3-1 をお願いいたします。
1:07:07	こちらの資料につきましては先ほどの共同計算方法に基づいて計算をしますというところになっておりまして、
1:07:17	先ほど知らなかったのがネットン 10-3-3-1-5 ページでございますけれども、こちらに具体的な評価位置を記載しております。
1:07:27	こちらは先ほど申し上げました通り SR と化石承認と同じ評価位置となっております。
1:07:36	続きまして、10-3-3-1-8 ページでございますけれども、こちらにまずは、設計時
1:07:46	におけます境界条件を図で示しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:52	各矢印示しております通り、各部の圧力とボルトの初期締め付け力岩石自体を超えたものを考慮して解析をしているというふうになっております。
1:08:04	続きまして 10-3-3-1-9 ページでございますこっちラージにつきましてはカバープレートになりましてこちらFEMではなくて締結評価式を用いた評価というところで具体的に用います評価式と各種計算をしております。
1:08:24	で、これ決算FM解析及び計算結果につきましては 10-3 も 3-1-11 ページにまとめております。
1:08:34	固着協力値先ほどの計算方法から
1:08:38	に記載した値を書いておりますそれに対する計算値というのが右から 2 列目の表に結果を示してございます。
1:08:46	ここで書いております通り密封容器に発生する応力は許容応力値以下であるということを確認しております。
1:08:54	続きましてですね 12 ページからですね 42 ページまで、こちらにつきましては先ほどの御説明した通り、5 号係数の評価をしておりますので、各評価に応じた結果を示しております。
1:09:10	内容はもう重複しますので割愛させていただきますけれども、すべて見込み沖に発生する応力が許容応力値以下であることを確認しております。
1:09:27	タイプ 1 の計算所に 3 日容器の経産省については以上でございます。
1:09:36	はい。
1:09:36	失礼しました。あと、
1:09:40	基本的に、
1:09:43	はい。
1:09:44	はい。ちょっと 1 点、
1:09:47	ちょっと何点かですね今回申請書の中におきましてちょっと数値の記載誤りの電気の際におきますちょっと数値の誤りがございまして、大変申し訳ないんですけどもちょっとちゃんと訂正をさせていただきたい箇所がありますので、御説明をさせていただきます。
1:10:04	密閉容器の径強度計算書のタイプ 2 のほうになります 10-3-3-2 の資料の一番最後の 61 ページ。
1:10:15	等をお願いいたします。
1:10:21	資料 10-3-3-2 の 61 ページですね、波供養危険強度計算書Type II の最後のページでございます。
1:10:32	こちら 6 ポツの額の評価ということで、先ほど計算、強度計算方法に基づいて供用が奴計算しておるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:41	こちらの 11.8MPaというふうに記載しておりますけれども、こちら 13.2MPaの誤りでございます。大変申し訳ございませんタイプ 1 の値がそのまま入っていたということでこちらちょっと修正させていただきたいと思います。
1:11:01	3 日用Pの計算に関しましては以上でございます。
1:11:08	ほかの部位の強度計算書につきましてはいかがいたしましょうか。
1:11:20	内容としましては、同様に、先ほどの景況の計算方法に基づきまして、各種
1:11:26	評価を行った上で各部すべての部位がですね教務値を満足するということで記載させていただいてる資料となっております。
1:11:43	そうですね。THAIページタイプ 2 は方針は全く一緒でして具体的な寸法等が異なりますので値が変わるところでそれぞれの強度計算書を示していくというものでございます。
1:12:01	はい、次の説明でいいですね。お願いします。
1:12:06	そう。
1:12:09	そうしましたらですねあと強度計算関係に関してはちょっとこれで説明を行ったガスちゃうかと思うんですけれどもすみませんちょっと先ほどの誤記に関しまして何点か同様にですねちょっとすれ違いが可能。
1:12:24	適切な対応が書けてない箇所がありましてちょっとそこを今からちょっと申し上げさせていただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
1:12:32	どうぞ。
1:12:34	まずはとら日本の応力計算所の期末絵と資料 10-3-5-9 ページお願いいたします。
1:12:57	こちらにおきまして表第 3-1 表と言うと何を能力評価の協力を記載しているページがございまして、あと計算値示している維持して具体的に言いますと、危とらに温暖つき部各部位の応力評価 1④番におけますせん断応力い
1:13:16	学校一次+2 次応力
1:13:19	燃えとこのですね、許容緑地が 681 というふうに記載しておりますけれども、申し上げますが、こちら 682 の誤りでございます。
1:13:30	で、同様に⑤番のせん断応力も血糖値 681 となっているところ 682 というふうにならんと修正させていただきたいと思いますの計算方法のほうでは 608 円にというふうに記載しておりますけどちょっと
1:13:45	1 異なった速度になっております。
1:13:50	続きましてと同様の修正箇所が 10-3-3-5-20 ページでございます。
1:13:59	先ほど貯蔵時の評価実績けれども吊り上げ時の評価におきましても同様でございます、当評価 1①②の絵とせん断応力 681 と記載した 2ヶ所につきまして 680 が正しい値でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:17	記
1:14:18	あと、委員長が対抗案でしてタイプ別のトライに思うちょっと同じような内容になっております。申し訳ありませんが、10-3-3-6-9 ページをお願いいたします。
1:14:38	こちらの、こちらのせん断応力 681 と記載したところに箇所につきまして 682 と機器訂正させていただきたいと思えます。
1:14:46	また、一番下も兜ラインを接続し圧応力につきましても 342 と記載しておりますけれども、こちらは 343 が正しい値でございます。
1:15:00	採らに意見 4 は別途 Type II の先ほどちょっと時とあと吊り上げ時におけます、20 ページも配当、こちらも同様でございます、
1:15:10	681 と記載した 2 ヶ所、こちら 682 が正しい値でございます。
1:15:17	はい。
1:15:18	ちょっと多数ありまして申し訳ございません。
1:15:26	あとすみません万もいっぺんちょっと説明受けておりましたけれども、ちょっと前に戻ります資料は 10-3-3-1-48 ページをお願いいたします。
1:15:42	こちらは第 4-1 表におけます金属キャスク構造規格ののができますと(3)と(4)の行に置きましてこちらの許容値の列でございますが、権藤大沢 908 ここは今、
1:15:58	796° というふうに事業記載しておりますけれどもこちら 776° ば正解でして、前のページです 4546 のほうで正しい値記載しておりましたけれどもちょっとこちら、表の中でまとめる際にちょっと
1:16:14	動きが生じたものというものでございます。大変申し訳ありませんがちょっと異常訂正させていただきたいと思えます。
1:16:28	はい。
1:16:32	ことです。
1:16:34	そうですねはい存在に適正化させていただきます。
1:16:39	規制庁フジモリですけど、ちなみにその今の
1:16:43	幾つかの違えば、どうやって気づいたんですか。
1:16:48	最後の値を見直す中でですね、気づいていたものでございます。ちょっと前の資料とかとも整合取とれているかという観点でチェックをしていた際に地区気づいたものでございます。
1:17:04	最後の値、
1:17:06	申請された後に計画性もちろんね。
1:17:10	そうでございます。
1:17:16	設計の執行がでございます。前後の資料をちょっと読み返してる中でですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:23	ちょっとページ間で記載のまとめていないというのがあったとそれをもとにちょっと全体的に再確認したところ、前後のページでちょっと
1:17:38	ゲンキーの誤りがあったということ。
1:17:40	あとは、
1:17:42	計算は計算自体は正しくできてるんですけど最後の丸目のタイミングですね。
1:17:48	その丸めたものを再度を使って計算するかも丸別に小数点以下持った状態で計算するかというところの記載箇所によって、その整合がとれていなかった箇所っていうのもありましてそういったものを先ほど、
1:18:03	御説明差し上げた通り、適正化させていただきたいという内容でございます。
1:18:09	はい、わかりました。
1:18:13	はい。
1:18:15	よろしければ共同評価につきましては以上とさせていただきまして、残り四つの安全機能に関する説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
1:18:28	すみません、別紙1 鯖江CTC足りない感じ。
1:18:33	そういったやないんですよ。確かにふさわしい失礼いたしましたでちょっと
1:18:38	し別紙シリーズをちょっと簡単に御説明をさせていただきます。
1:18:45	それでは資料10-3の別紙1の1ページをお願いいたします。
1:18:57	こちら先ほどの強度評価で御説明しました各部材の共同等に関しましてはづき技術基準上、それから使用される環境温度ですとか放射線の日暗渠化を考慮して十分信頼性のある
1:19:13	材料選定するという趣旨の予定がございますので、そちらに対する説明としまして、各部材の長期健全性についての説明資料となっております。
1:19:24	具体的には貧しい別紙1-2ページでございますけれども、こちらに企画部の材料を再掲させていただいております。
1:19:36	DAY3 続きまして3ページ、こちらにおきまして、各部の
1:19:42	許可条件で各部の温度ですとか、放射線の環境についての説明をさせていただいております。
1:19:51	今の
1:19:54	分けております通り日M見ときでございますのでなく部をさあ細胞振興乾燥して不活性ガスであるクレーム適切に確認するとし、その中で、使用済み燃焼体を貯蔵するものでございます。
1:20:07	設計貯蔵期間に関しましては、ちょっと設置許可で御説明させていただいております。60年間の評価をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:17	まず三つ目のポツでございますけれども各部の温度につきましては、資料 13 軒 ます各部のねと 13 におけます 2 分置きの冷却能力に関する説明書において 除熱解析を実施しております。
1:20:31	その結果も各部の温度っていうのを知って投資を次のページ 4 ページの第 3 -1 表にまとめております。
1:20:44	でもいただきますして四つ目のポツでございますけれども、各容器の後は助勢 遮へい量に関しましては、こちらの資料 14 のほうで遮へい解析の結果を示し ております。その結果から、めくっていただきますして別紙 1-5 ページ。
1:20:59	に示しております通り、各部の中性子照射量の評価を載せております。
1:21:07	こちらにつきましては、注 1 で記載しております通り遮へい解析結果から得ら れた中性子束が 60 年間一定であるとかっていうして算出した値ということでご ざいまして具体的にちょっとさっきの照射量がずっと続くという場合でも 60 年 間の積算を
1:21:25	まとめた資料となっております。
1:21:29	6 ページ目以降に関しましては、こちらのちょっと設置許可の審査の中でもまと め資料と御説明させていただきました内容にはなりますけれども、以上の温度 閉照射量を踏まえましてあと化学的影響に関しての長期健全性を記載してお ります。
1:21:49	ちょっと細かな内容は割愛させていただきますし、
1:21:55	めくっていただきますして最後の 14 ページでございますけれども、こちら、
1:21:59	にですね、これまでのページにおきまして明示に関しては、若干の劣化が想定 されるということで、具体的な圏域
1:22:11	で質量減損量の計算をしたじゃんページでしております。こちらも設置許可 後、設計承認でも同様の御説明はさせていただいておりまして、具体的には 2.5%のレジの質量幻想見込んなちゃえ解析っていうのを実施しております。
1:22:28	はい。
1:22:30	はい、長期健全性に関しましては以上でございます。
1:22:34	続きまして別紙 2 のアルミニウム合金の材料特性についてご質問伝送つく いただきます。
1:22:43	この資料につきましては設計承認でも同じ内容ですね、申請書内に規制記載 をしておりますので、同様の内容ということではございます。
1:22:54	2 発適応範囲に書いておりますとおり、今回の家乾式キャスクのタイプ 1 タイ プ 2 に不活性雰囲気(1)の通り活性ガス雰囲気下が維持されているということ と、命令耐圧構造でない溶接がない暴力行為は、
1:23:11	を使用しないとこういった使用条件のもとにおきまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:16	前提に使える来
1:23:19	使う材料として胸部材料規定を示しております。
1:23:23	具体的な兵働等に関しましては、別紙 2-4 ページ 4 ページ目が、まずはカッコの材料の成分規定等をしております。
1:23:37	結果、
1:23:38	5 ページ目以降におきまして、設計応力 13 強引っ張り応力がSy水曜ですとか各物性に関して、過去に応じたくせを記載しております。
1:23:51	次、
1:23:53	あと、
1:23:57	4-1 ですと、機械的性質ということで材料試験確認する内容ですとか、あと 4 番に移行し、ページ番号で言いますと、別紙 2-7 ページにおきまして、製造時に管理する内容をまとめてございます。
1:24:15	はい。CCbに関しては以上でございます。
1:24:28	資料
1:24:33	規制庁策ですけども、1 点だけ見方が、
1:24:37	聞きたいんですけど。
1:24:40	第 3、
1:24:42	温度が 143。
1:24:56	ございますはい各温度に対する、その打つ準備サマリーの廃業に書いております値がタイガーMPaという意味でございます。
1:25:19	よろしければ四つの安全機能のほうに移らせていただきますけれどもよろしいでしょうか。
1:25:33	これで空き除き引張応力強さ心がけても大丈夫だってこう
1:25:40	この資料のほう結末は
1:25:43	入ってない気がするんですけども。
1:25:47	てるって。
1:25:50	この資料の位置付けとしましてはそうですね強度評価で用います各物性値を、この辺りで規定してますと、いう値とあとは製造時に管理する方法ですとか確認する内容。
1:26:02	具体的には共同だったり、成分、この辺りを製造時に管理するということとこういった強度が担保できるという趣旨の資料でございます。
1:26:15	ぐらいの引張通水なりますよっていう表を示されたって、
1:26:20	前の前のほうのバスケットの
1:26:24	共同評価のほうに作ってか。
1:26:28	はい、四国電力ソガワですご認識の通りでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:40	次、
1:26:43	お願いします。
1:26:49	はい。
1:26:50	では、よろしければ、続いて資料 11 以降を御説明させていただきたいと思 います。
1:26:57	ちょっと資料の 11 をお願いいたします。
1:27:01	この四つ安全機能これから 11 から 14 も御説明させていただくんですけれど も、各解析の内容でソガワの概要につきましてはですね接設置許可審査のと きに 5 括弧ご説明させていただいた。
1:27:16	内容となっております、今回の資料としましてはそれを技術基準の適合性と しまして、より詳細な条件等を示すものでございます。その結論に関しまして設 置許可のときに御説明させていただいた内容から変わるものではないというも のでございます。
1:27:35	それちょっと差異がある部分を中心に簡単に御説明させていただこうかと思 いますけれどもよろしいでしょうか。
1:27:46	はい。資料 11 へお願いいたします。
1:27:50	この資料につきましてはですねタイトルにあります通りある密封容器の間に育 成を監視する装置の校正計測範囲等に関する説明書という内容でございま す。具体的には技術基準の 26 条第 2 項の第 6 号のの移行の適用
1:28:07	できませんが示すものでございます。
1:28:09	で、それに先立ちましてまずは金属キャスクの密封設計に関しての説明をした 上で、それを監視するための計測装置の校正計測範囲等について説明する 資料という内容となっております。
1:28:24	2 ページ目以降で却飲み込む設計ということで書いてありますけれども、これ は設置許可審査で御説明させていただいた通り設計基準漏えい率というもの を求めまして、それよりも密封性能の高い金属
1:28:41	ガasketを用いるという設計となっていることを説明する内容となっております。
1:28:46	1 点だけちょっと追加させていただいた内容としまして、資料 11 人は希望で御 説明させていただきますと、資料 11-11 ページ、お願いいたします。
1:29:05	こちらで 2 と評価のフロー図を掲載しております基本的には設置許可でもこう いったフロー図に沿って御説明させていただいておりますけれども、一定のリ ークテスト判定基準というものが真ん中右のほうに、
1:29:20	休憩ということを書いているかと思うんですけれども、こちらを一度新たな基準 としてもう 1 個評価をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:29:27	これは基準漏えい率より基準、設計基準基準漏えい率の計算医療さらにちょっと補正を積みまして、実際の漏えい試験においてはこの値をもとに判定するということでもう一段階の手前の評価基準を
1:29:43	今回、申請書に記載しております。
1:29:48	基本的な考え方は同じでございますし、
1:29:52	13 ページ目以降におきまして、今回用いますピット監視装置の構成に関しまして御説明しております。
1:30:02	3.1 構成につきましては当図を見ていただいた配置の資料 11-14 ページに今回の密封監視装置の構成を示しております。
1:30:15	一部たかも圧力を測定いたしますのでその空間に通じますですねモニタリングというところから圧力、
1:30:22	導通しましてそこに圧力センサ弾性圧力検出器を設置いたします。
1:30:28	そちらからセンサケーブルを伸ばしまして、人が立ち寄る範囲に接続ば高を設けますので、こちらにと可搬型のデータのが、こちらを接続しまして、双葉圧力を計測するという設備構成を考えております。
1:30:47	目標の方にも記載しておりますけれども、各容器に基本的には各容器には圧力センサは 1 個ずつ設置をいたしまして、データロガーにつきましては共用で 1 個を使用いたします。
1:30:59	13 ページ目の下側には、圧力かけ検出器の仕様等を記載しております。
1:31:10	15 ページ、16 ページに関しましては、15 ページから 17 ページに関しましては、当系統図でありましたり、データの橋型設備の設置場所を記載しております。
1:31:25	こういった時で 8 班完了いたします。
1:31:29	続きまして 18 ページ、お願いいたします。こちらは計測範囲を記載しております。
1:31:36	今回の蓋間圧力に関しましては、基本的には正圧で管理をいたしますけれども、内部のキャスク内部が負圧であることも想定しまして、名真空マイナス 0.1 MPa から蓋間圧力の最大値 0.3 一包絡するように 0.40 という範囲での計測範囲としております。
1:31:58	続いて 19 ページでございます。
1:32:01	こちらの技術機等設置許可基準規則の別表要求では継続警報動作範囲に関する説明を要求されてございます。今回の当社におきましては設置許可で御説明させていただきました通り、
1:32:18	適切な感覚を持って測定をするという設計としております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:24	また、管理値を設けましてそちらを下回ると補充するということで十分対応可能と考えておりました、警報については設けない設計としております。
1:32:38	で、当監視頻度につきましては設置許可ご説明させていただいており3ヶ月に1回の圧力監視を考えておりました、その妥当性につきましては、設置許可の資料と同じような内容となりますけれども別添1ということで、妥当性をまとめてございます。
1:32:58	はい。簡単でございますけれども資料11は以上でございます。
1:33:16	内容ではないのですが、サクライですけど、何かこう、
1:33:21	うん。
1:33:28	すみません。
1:33:35	押し込みの差圧計という御質問としては密閉容器という用語がどっか中提起された要望かどうかというような御質問でしょうか。
1:33:53	名簿、
1:33:55	何かそこまでいかないんですけど。
1:33:58	事故の
1:34:00	次に、
1:34:02	いうことができると思うんです。
1:34:05	そういった設計のどこからやってきてます。四国電力のホリケです本体の資料11のタイトルはですね別表1、
1:34:16	タイトルをベースに持ってきておりましたおそらくですが、別表場の資料のタイトルが密封性というふうな文言になっておりますので、そこが、
1:34:28	密封を使うというような言葉を使っているというふうに
1:34:34	まとめます。意味は閉じ込めも密封一緒です。
1:34:41	一方、
1:34:44	以上です。
1:34:49	出るっていうこと。
1:34:51	はい、そうですね、基本的に2の資料としましてはできる限り別表の大野で使われる言葉っていうのは、そちらを使わせていただいております御認識通りその設計et強かったそちらの条文のほうは閉じ込めというふうになっております。
1:35:07	私どももそういうふうにお使い分けておりました基本的に閉じ込めと密封に違いがあるというふうな認識がない。
1:35:13	いうところでございます。
1:35:17	あと1点申し上げましたの先ほどの金属キャスク構造規格におきましては評価の名称としては密閉容器というジャンルがございましてそちらに沿った評価

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	になっておりますが、強度評価におきましては、三つの容器というような言い方が多いかと思えます。
1:35:37	あと、
1:35:40	どう
1:35:41	これは監視っていうの方。
1:35:44	はい。
1:35:46	一方ですけど、例えば公開性等々小さいてる 10 号機を
1:35:53	これ何ですかね、1 回で、
1:35:56	はい。ですけど。
1:35:58	これやっていくっていう、
1:36:03	はい、四国電カソガワです。はい圧力監視のイメージとしましては 15 基貯蔵しているときであれば、はい。一基ずつ順番にデータは持って歩いて行って接続箱にさせていきつつ確認をしていくという運用で考えております。
1:36:19	はい。
1:36:21	はい。
1:36:36	はい。
1:36:39	よろしければ、続きまして資料 12 の臨界防止ご説明させていただきますけれども、よろしいでしょうか。
1:36:48	ツカベすみません、何点か確認したいんですが、件名その評価例益出してると思うんですが、これはその金属貸し鉄塔の範囲には、
1:37:01	° レポートとか、モニタリングカーとかについている金属キャスクからの漏えいも含めた評価になってるという理解でよろしいんでしょうか。
1:37:15	はい、四国電カソガワです。はいご認識の通りでございますトミタ協会のすべてのそういう主題からの漏えいの合計を強化しているというものでございます。
1:37:29	はい、わかりました。次にレークテっリークテスト判定基準を書きましたという御説明だったんですが、
1:37:39	御説明を読むと潮間検査っていうのを、
1:37:43	安定期という
1:37:46	普通にも読めるんですけど、このWattsの運用にあたって等、何を意味する数字なんだろうということと、この値を超えるこっその運転中に超えることによって何かアクションを起こすような
1:38:04	基準値になってるんでしょうか。
1:38:08	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:09	四国電力のカツムラでございます。リリース判定基準につきましては、金属ガスケットの単体の健全性を確認するための基準ということでは燃料を収納した後の
1:38:23	金属がふっ金属ガスケットの健全性を確認する。リクエスト試験なりテストで用いる判定基準になりますので、そのあとの貯蔵時の運用につきましては、金属ガスケットの漏えい率を管理するんじゃなくてですね、蓋間圧力で管理することになりますので、
1:38:42	二つは中国が仮になんかしらのあれで下がってきたとすると、この金属ガスケット等に何か資料あったんだらうということで、そこでまた肉テストをやって、そのガスケットは悪いのかと。
1:38:58	いうところを確認するようなそんな使い方になると思ってます。
1:39:03	来てツカベ貼りわかりましたってそういうふうに言うと
1:39:08	詰め込みと外れるのかもしれないんですが、実際その何か下がってきて、20日下がってきてアクションを起こすという判断の基準っていうのは、特高で通つ決まるんでしょうか。
1:39:25	機器
1:39:25	一つの監視試験資料でいきますと、19 ページ最後のページでございますけれども、
1:39:38	うんちゃうんでしたので、基本的に会議長設けるというところでございます。29 ページの四角から 3 パラ目に書いてありますとおり、
1:39:51	来循環Hを設けるということでここで下回るようなことになりま熱気チームの異常ということで、閉じ込め機能の修復等が必要な措置を講じたものが 19 ページに書いていますので、それをグラフで示したほうが、
1:40:07	別添の 1-2 ページでございますけれども、
1:40:11	この
1:40:12	図第 2-1 図が決まっており、緑の線を示しておりますが、こういった下回るということになれば、適切な対応を講じるというのが、
1:40:25	うん。
1:40:26	申請書上の
1:40:28	内容でございます。
1:40:32	静聴ツカベさはいおっ変わりましたとは先ほどご説明の中で、結婚を
1:40:40	まず細動
1:40:42	関係するようなこともありますというお話があったかと思うんですが、スポーツ、その辺りの運用なりその設計上の扱いがどうなってるかっていうのは、
1:40:55	どこかに記載されているんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:00	都市下面浴槽あるガスの具体的な補助判断する考え方です。ちょっとそこまでは記載はしておりませんが、県にはこの管理値を下回らない運用というのを今後検討し対応するということになるかと思うんですね。
1:41:16	はい、規制庁ツカベです。等
1:41:20	型式の会合でもそのかもしれませんけど、今何か
1:41:27	設計 1 万件運転するようなことが許容される。
1:41:33	キャスクなのかっていうのは設計は
1:41:37	何か決まってないんですか。
1:41:43	っていうのは何度も充填して下がったら充填触ったら 10 件ということで、
1:41:49	商標権ことが認められるようなキャスクなんですか、適時、
1:41:55	四国電力ソガワでございますし、まずまず内部を負圧に維持するっていうのが一つの考えがあるのとあと強度評価におきましてはですね、3ヶ月に1回今回も測定をするということとしておりますので、1年に毎回測ったことに補助すると。
1:42:13	年間4回でそれが60年間で240回そういった圧力変動があるということは、疲労評価の中ではポロシティを見ますし、
1:42:24	さほど高くてもいっぱい入れる
1:42:30	そうですね。はい。実際の運用では十分にその漏えい率の低いバスケット持ちますので、基本的に追加は要らないというふうに考えておりますけれども、何かそういった経過があった際に入れるということになれば、
1:42:43	測定結果を見て判断するだろうということで保守的に毎回れるという上での強度評価はしております。
1:42:54	はい。
1:42:56	す。
1:42:58	はい、規制庁ツカベにするちょっと簡単に管理の話になるかもしれないので、
1:43:06	設工認の話ではないかもしれないんですが、
1:43:12	そうですね、バックアップレーダーはいわかりました沖から以上です。
1:43:18	し
1:43:25	秋
1:43:29	はい、知覧よろしければ、続きまして、臨界防止ご説明させていただきますけれどもよろしいでしょうか。
1:43:36	はい。
1:43:38	はい、では、続きまして資料 12 をお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:45	こちらに関しましては技術基準 26 条第 2 号第 1 項に第 2 項第 1 号におけます中の処理燃料が臨界に達するおそれがないという規定に対する説明でございますし、先ほどの Sr とも際でも御説明しました通り、機器も評価の内容、
1:44:04	一部の水がオリタ入るとかですねそういった差異はあるものの、基本的には同じようなモデルで評価基準とあと各種条件を用いておりますので、差はないものというふうに考えておりますので、ちょっとここんところが資料については、
1:44:20	説明割愛させていただこうかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
1:44:35	以上です。
1:44:42	はい。
1:44:44	三味線の結果に関しましては
1:44:48	資料 12-13 ページ。
1:44:53	Type I で終了時 12 の
1:44:58	25 ページに Type II の結果を載せております。それぞれ実効増倍率が 0.9 を下回って未臨界であるということを確認した違いでございます。
1:45:12	そうして、
1:45:15	地震
1:45:17	完成の改変熟度倍率に関しまして設計承認と同じ値でございます、乾燥時に関しましては、ちょっと先ほど申し上げた水一微量の浸水があるかないかによって若干変動はありますけれども、同程度の値となっております。
1:45:34	はい。
1:45:55	はい。
1:45:56	これがタイプ 1 とタイプ 2 で解析
1:46:00	以上って、
1:46:01	バスケットくれと。
1:46:04	はい。
1:46:05	いや、何が変わっている幅とかですね、セクレタリーそうですねはいモデルルームも見比べていただろうけまちがわかりやすいかもしれんすけど、ご認識の通り寸法が異なるのたとう対数がですね、それぞれ
1:46:22	変わりますので、真ん中の中の条件に応じた配置すんぼし、
1:46:28	にしているというところであと境界条件とかあの周辺の条件下しました、同じような、同じ条件での評価となっております。
1:46:52	設置許可条件出していただいたと同じだからってことでいいんですよね。
1:47:00	そうですねはい方に関しましては設置許可と同じでございます。
1:47:08	次、
1:47:09	冷却能力、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:11	はい、よろしければ。はい、資料 13 御説明させていただきます。
1:47:16	こちらに関しましては資料 13-1 ページに記載しております通り、技術基準の 26 条第 2 項第 2 号におけます手話済み燃料の崩壊熱を適切に除去できると安全除去できる設計とするとなっていることを説明する資料でございます。
1:47:33	今回この技術基準適合性を示すために判定としましては、使用済み燃料の被覆管の温度が温度制限値以下であることを確認する仕様としておりまして具体的には 13-3 ページに記載しております。
1:47:49	はい。
1:47:51	こちら記載の通り温度制限値 275° 以下ということで制限の考え方については記載している通り、長期健全性を踏まえた基準としております。この辺も設置許可ん時と考え方は一緒でございます。
1:48:05	きっと
1:48:08	先ほど Sr との差異で御説明させていただきました通り収納物の御発熱量ですとか、モデルを用いるかの
1:48:17	使用するコードとかそういった考え方というのは基本 SAR と同じでございます。
1:48:23	異なるのがですね先ほどの貯蔵姿勢と変わるということになっておりまして具体的に記載したのが、資料 13 の
1:48:33	9 ページの来た産業に書いております通り、
1:48:39	各条件で、そっかと思ひましてすいませんねと、11 ページに第 2-3 表で評価条件を書いておりますけれども、ちょっと性が輸送時だと横状態なのが※縦置きというのとあと周囲温度が時 50 度での想定となっております。
1:48:55	あと建屋とキャスクが輻射での熱のやりとりがありますので、建屋側の壁面温度に関しては 65° っていう評価としております。
1:49:04	。
1:49:08	すいませんもってだけちょっと誤記がございまして、次の 13、資料 13-12 ページでございますけれども、ここの
1:49:15	材料の熱的性質を整理した第 2-4 表というのがございます。
1:49:21	こちら株短盤底部中性子遮へい材カバーにおきまして、履く温度に応じた熱伝導率を記載しております。熱伝導率の値は正しいんですけども温度のそれに応じた温度のところもですね非系統に 436.85° とかいったところ、こちらが、
1:49:41	申し訳ありませんが 126.85 ということで、別途 3 トンがちょっと誤っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:48	価格 100° 対比 100° Cにあったとかそういったきりのいいたいの各温度に対する熱伝導率を整理した表でございまして、126.85 に訂正させていただきます。申し訳ございません。
1:50:03	委員長。
1:50:04	はい。土地の姿勢が異なるということで条件が変わりますけれども使用するコードとJCR設計書と同様の評価をしております。
1:50:14	それぞれに評価した結果のですねと、被覆管の温度というのが 17 ページ、回答 1 ですと 17 ページに記載しております、
1:50:22	温度制限値を満足する結果と、いうふうになっております。
1:50:31	20 ページ目以降に関しましては、Type II に関しては、先ほどと同じような記載をしております。
1:50:40	その中で 13-30 ページも、ちょっとこちら誤記同様でございまして喀痰盤中計部中性子遮へい材カバーの温度 136.85 となっているとか 126.85 に訂正をさせていただきます。申し訳ございません。
1:50:58	はい、冷凍Type II の除熱結果が 35 ページに記載しています。
1:51:04	こちらで被覆管の温度に関しましては、1 分、こちらも同様に 275 を下回る結果となっております。
1:51:12	はい。
1:51:15	続きまして、あと 38 ページをお願いいたします。
1:51:19	こちらで設置許可の際にもちょっと御説明をさせていただいておりますが今回乾式貯蔵建屋を設ける設計としておりますので、当該建屋がこの乾式キャスクの除熱機能を阻害しないということの説明をこちらに記載しております。
1:51:34	具体的に自然対流が行える構造ということで給排気孔を設けるために教育を設ける設計としております。
1:51:43	別添 1 のほうですね、スムーズに具体的にそれは建屋が阻害せずですね、地域自然対流による冷却が進むということを説明した資料を添付しておりますので、ちょっと後程ご説明いたします。
1:52:00	続いて 39 ページ目以降、こちらに関しては、今回のこう除熱機能とあとその建屋が除熱機能阻害しないことを監視する。
1:52:10	方法としまして、表面温度計と建屋内雰囲気温度計を設けることとしております。そちらを用いました測定方法の概要をこちらに記載をさせていただいております 39 ページが表面を受け、40 ページがKF雰囲気温度計の説明でございます。
1:52:28	設置許可の際にもこの辺ご説明させていただいておりますのでちょっと詳細は割愛いたしますので 41 ページに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:52:37	今回の確保の系のですね、保管場所取付場所の増に掲載しています。
1:52:45	42 ページ、監視頻度につきましては先ほどの蓋間圧力とあわせてまして 3 ヶ月に一度測定するというのでこちらも設置許可の最後説明させていただくという方針とさせていただきます。
1:53:00	はい。続きまして資料 13 の別添 1 ということで先ほども説明しました阻害しないことの説明資料を建屋の除熱が進んで湿性誰が進むということを説明しております。設計、設置許可のときにもですね同様の説明は聞かせていただいたんですけどもちょっと説明の
1:53:20	少し観点を變えておまして、具体的な整備別添 1-3 ページを設けます。と除熱 3 ポツ除熱性能評価というところをご覧くださいだければと思います。
1:53:34	設置カット野菜も御説明した通り基本的にはドラフト力ですね伊勢滞留防止用とする力とそれを妨げる圧力損失のバランス性によって滞留が進むかというところが案。
1:53:50	検討できます。今回の設工認におきましては先行の事例も踏まえまして、排気温度も 50 度で吸気温度が 33° というですねあの日第 3-1 表に記載した条件で指定と書く。
1:54:04	ねえドラフト力との圧損を計算いたしまして計算しております。
1:54:10	そちらを比べた結果ドラフト力が大きいので、当除熱性能が満足されるという計算も、
1:54:17	示しております。
1:54:21	結果に関しては、別添 1-8 ページに記載している通りでございます、下 2 行に書いてあります通り、圧力発生 1.9 に対して熱ドラフト力は 20
1:54:32	確かに、まず十分に大きくて、IAEA 孫自動にいかないと。
1:54:36	十分に冷却されるということを審査資料となっております。
1:54:41	資料 13 に関しましては以上でございます。
1:54:51	ちょっとぐらいですけどすいません別添 1-2 についてなんですけれども、
1:55:02	そこで、
1:55:05	T 専攻というのは、
1:55:08	その 50° とか 33 設定いたしました。
1:55:16	すいませんちょっと前聞き取れなかったのもう一度お願いできますでしょうか。させて、
1:55:24	そう。
1:55:25	で、
1:55:27	に沿って見て
1:55:37	そういう発言ではなかった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:40	このじゃ 50° とか 33 っていうのはどこから来て、
1:55:45	今朝、
1:55:46	ネット 55 造に関しましてはですね、今回のキャスクの除熱評価の周囲の温度条件ということで設定したものでございます。
1:55:56	33 度に関しましては、備考の欄に書いてあります通り、伊方、択にく点 5% の温度ということで、
1:56:08	若干教室
1:56:10	若干は超過することを共有するような温度ということで、一般的にそういう
1:56:18	ダム堰ですねそういったものでももちろんでございます設置許可のときも同様の値での説明ということでさせていただいております。
1:56:32	どうぞ。
1:56:44	とですね今回かの中学か超えた形状に 2 列のですね配列となっておりますけれども、対象のような形となっておりますので、その半分に割った形でいいですかこの赤線で示している矢印にする。
1:56:59	での評価を示していると。
1:57:02	ということで流路等ですね波速値として、実際の半分の部分に対しての評価をしているというものでございます。
1:57:13	どういうミスとしては PC に頭に二つの
1:57:18	通路というか通り道あるんだけど、保守的に開放の移行だけでやってますよという
1:57:28	はい。
1:57:42	ほかに。
1:57:44	御質問ありますか。
1:57:46	はい。
1:57:49	はい。
1:57:50	規制庁ツカベベースの設計だけ血糖キャスクを今回ではないんですが、
1:57:56	今回下部のほう客土を超えるという結果になっているんですが、その場合、その下のコンクリート基礎のへの影響っていうのは、
1:58:09	設計上何か考慮されているんでしょうか。
1:58:17	B
1:58:18	いや、
1:58:24	なんですけど、四国電力のホリケですね先ほどおっしゃったのは、キャスクの除熱増加の中で、一般部の方が、
1:58:33	100 度になっているというところで損しない。
1:58:39	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:46	はい。
1:58:48	ちょっと、
1:58:49	アプリ株コンビ具体的に評価し、
1:58:55	基本的にはですねキャッシュペルーが直接時コンクリートのほうに接してはおりませんで貯蔵場第公開しまして、と接することになりますんでまた貯蔵場につきましても完全にべたっとくっつい飛んではなくてですね、そこには、
1:59:11	基礎が入るような設置になっておりまして、コンクリート
1:59:16	農協で 65° を超えないというふうに考えております。
1:59:22	規制庁つかベース鉄塔大間保守的な評価で高くできるので。
1:59:28	どこまで見るかって話かと思うんですが、
1:59:33	65 の超えないということであれば、1 個以内ということも、
1:59:38	ちゃんと確認しておいていただいたほうがいいのかと思います。
1:59:45	うちから、
1:59:50	わかりました。はい、確認いたします。
1:59:53	はい。
1:59:54	すいません、ちょっと後理解のほうに、臨界のほうに戻ってしまうんですが、定ピッチ点目が
2:00:03	設計書類の方でもやってると思うんですけど、このバスケットの中空構造になっていて水が残ったらどうなんだということを御説明されていたと思うので、それもこの補足説明資料で結構なので、
2:00:19	御説明いただきたいということと後、鉄塔国会の時密度 0 から 1 年降ったという過疎条件でやっていますけど、仮にその注水。
2:00:32	取るもしくは水が動くときに、その繊維が変わった場合の
2:00:39	実効増倍率への塀協定にも県解散のときには少しお伺いしているんですが、同じように臨海には達しないというのも、
2:00:51	きっとこれも補足説明資料で結構なので、御説明いただきたいですがいかがでしょうか。
2:01:02	はい、少年よくソガワですかしまりましたのちょっと補足説明資料のほうに、はい。その辺記載したいと思います。
2:01:10	はい、規制庁使うですよろしくお願ひしますかとかそんな細かい話なんですけど、今回バスケットのあっちさあ、
2:01:19	今目標で書かれている部分はもう
2:01:23	周りの
2:01:25	規制し吸収材が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:28	ボロン添加されてない部分での厚さを書かれていると思うんですけど、これを書き方としては、
2:01:35	こういう書き方がりゅうぎんに合ってますということでよろしいんですか。
2:01:43	先週、
2:01:45	四国電力ソガワでございます。当モデル図上はですね各あの先ほどおっしゃっていただきました構造材のアルミと、あとそれを周りについております。遅添加アルミニウム合金のそれぞれ
2:02:00	形状を考慮しております具体的に 17 ページのところに臨界解析モデルを掲載しております。
2:02:08	ちょっとそちらご覧いただければと思います。
2:02:11	はい。
2:02:13	はい、こちらでAB系統。
2:02:17	A断面B断面とですね記載させていただいておりますけれども、この辺り各種の厚みを考慮したモデルということになっております。
2:02:28	規制庁ツカベですって、多分工認の要目で書かれている。
2:02:34	数字はここは数字は発言かもしれませんが、その中側の
2:02:40	これだけのをちゃんとしていると思うんですが、これは構造部材で強度ぐらいでないの。
2:02:48	ここは書いてないですという
2:02:51	説明が後任の横表の書き方ですという。
2:02:56	ことでよろしいでしょうか。少し細かい確認なんですか。はい。四国電力側でございます。向こうに心配でございますは、要目表のほうはこの部材化して記載しております材料に材質材料に関しましてもどう、同じ考え方でアルミ合金だけを記載していたものでございます。
2:03:16	はい。はい、規制庁掴めない質問変わりました。
2:03:18	はい。私からは以上です。
2:03:28	よろしければ、続きまして予算的にも最後遮へいを御説明させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
2:03:35	はい。
2:03:38	はい。当資料 14-11 ページをお願いいたします。こちら記載しております通りこの資料につきましては、第 26 条の第 2 項第 6 号の炉混んです。適切な遮へい能力を有することということについて説明するものでございます。
2:03:56	評価基準につきましては、2 ページに書いてあります通り冷凍ガイドにおきまして、表面客表面で 2mSv/hと 1m離れた位置におきまして 100 万いける 100 mSv/h以下を満足すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:11	いうことを確認した資料でございます。
2:04:15	こちらにつきましても
2:04:18	設計を設置許可の際に御所結果ご説明させていただいてる内容から変更ございませんのと、あと評価内容とかモデルの考え方につきましても、一部その緩衝体がついてるとか次何とかそういう設計上手測定値で考慮している部分が異なりますが
2:04:36	解析の内容としましては、同じ内容でございますので、この本資料の詳細の説明は割愛をさせていただきたいと思えます。で、具体的な暴力A棟線量評価結果に関しましては、
2:04:51	と対等位置ですと、19 ページ、14-19 ページの第 2-4 表に記載している通り、各部が基準を満足すること。
2:05:02	合わせてこのへと別表よ入れ替えにおけます要求としまして放射線遮へい材の熱除去に関する説明ということもございますので、20 ページに、括弧案。
2:05:15	先ほどの資料 13 の除熱解析の結果から得と遮へい材の温度が制限値、長期健全性を踏まえた制限値を下回るということを確認した資料となっておりますが、こちらが閉とType I に関する結果となっております、
2:05:34	育英に関しましても同様につき、資料 14-38 ページにおきまして、線量の評価結果、
2:05:43	続いて 39 ページに熱除去評価結果ことで、それぞれ制限を満足するということを確認してもらいます。
2:05:51	はい。
2:05:53	はい。東翼安全機能をカシオした以上でございます。
2:06:00	はい。
2:06:07	次、
2:06:11	あとちょっと先ほどの
2:06:13	資料三番ですかね補足説明資料の位置付けだけ、ちょっと再度の御説明になるかもしれないですけども、ちょっと簡単に御説明させていただきますと、先ほどの
2:06:25	四つの安全機能プラスあと強度評価んしね。
2:06:29	許可してる内容の一部補足ですとか、妥当性の使用するコードの妥当性ですとか、そういったものをまとめた資料となっておりますし、先ほどご指摘いただいたような臨界に関しましては水密度硬さの評価ですとか、そういったものを記載した資料でございますけれども先ほどの
2:06:48	ちょっと申し上げまして一部ちょっと記載を充実化したいと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:53	はい、ちょっと話はすみません説明できる時間になって恐縮ですけどもご紹介だけさせていただきたいと思います。以上でございます。
2:07:05	はい。
2:07:07	記
2:07:11	その他
2:07:14	結果、
2:07:30	はい。
2:07:31	あの部分でも拡大防止だけ。
2:07:34	はい。
2:07:38	助成、
2:07:40	盤が 350 のところがあります。ちょっと
2:07:47	ぜひ、
2:07:50	ちょっと先ほど向こう質問の意図としましてはレジンの静穏の制限値が他に比べて低い理由ということでよろしいですか。
2:07:59	はい。
2:08:00	最高
2:08:03	はい。まず江藤顧問の制限値に関しましてはちょっと先ほどの共同評価の店舗別紙記載しておりました通り長期健全性も踏まえたですね温度制限値となっております。外筒からどうに関しまして金属でございまして、
2:08:20	規格に基づいた材料持ちますのでその物性値が規定されている温度範囲ということで、こういった温度になっております。
2:08:28	一方でレジン 2 款中性子遮へい材に関しましては材質が例示になりまして、こちらは過去の既往の文献等に基づいてですね、
2:08:38	性能が長期的に担保で議論はまずいことで、ちょうど関委員長設けております。
2:08:44	で、若干それに対しても割と最高温度が近いようには見えられるかもしれないですけど、そこに感謝の当レジに関しては、劣化を考慮していると 2.5%の減損というのを、
2:08:59	考慮しています。これを下回っておけば、それで十分長期健全性担保できるかなというふうに考えております。
2:09:15	そうですね先ほどの資料 10-3 の別紙のところに記載をさせていただいたかと思えます。ちょっとお待ちください。
2:09:26	はい。
2:09:33	はい。
2:09:42	もし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:45	非常にうち、
2:09:51	あります。
2:09:57	主蒸気始め、
2:10:07	はい、高橋です。
2:10:11	はい。すいません。249 同制限とする考え方ということにつきましてはちょっと今、申請書上記載ができてないのかなと思いますので、
2:10:24	そのもとにして評価式で還元されるよう適切に考慮しているんですけども、その具体的な数値というところが、
2:10:32	説明できていないと思いますので、こちらこそ。
2:10:37	はい、そうですね、同じ
2:10:42	はい。
2:10:43	カシオの設置許可のときにも入って° の考え方を説明させていただいておりますので、補足説明資料のほうに反映させていただきたいと思います。はい。
2:10:59	機械
2:11:10	ほかにあります。
2:11:17	ツカベリスケ登壇あいブレースちょっとこの資料を設置
2:11:22	さっきも言ったと思うんですけど。
2:11:24	えっと遮へいの
2:11:27	技術基盤課の査定の人にもちょっと
2:11:32	確認してもらうもしかしたらちょっと追加でできるかもしれないですけど、また高知からは以上です。
2:11:39	例会
2:11:43	当店なのかなと、前回コメントいただいております周辺施設の記載等を
2:11:50	資料を用意しておりますけれども、
2:11:53	本市よろしければ簡単にだけ、資料の見方がこう御説明させていただきまして、詳細等必要でありましたらまた次回のヒアリングでも御説明させていただきたいなと思ってるんですけども。
2:12:07	压榨だっけ
2:12:09	はい。
2:12:12	すみません、じゃあ⑤の資料をお願いいたします。
2:12:17	こちらの資料につきましては早まる 2 のコメント管理等にありました通り、周辺施設の波及影響等も含めた設計に関する申請書上の記載箇所について説明するということでございまして、資料としましては、単ページ構成、
2:12:34	大きい等としましては、3 ページの他のものになっておりまして、以降につきましてはその当該箇所を判例を用いましてここにいっぱい出ますということを示し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ております。まずA3のほうで状況でございますが、まず1枚目から周辺施設の貯蔵建屋計装適時、
2:12:53	クレーン類が来てまして計算枚目につきましては、現お客をその従来設備につきましてはその間接支持構造物だったらちょっと支持構造物があったり とにつきましては本設備の中で説明しているという整理でございますので、
2:13:09	兼用キャスクの欄の中にですね。兼用キャスクの支持部であったけどさ、ちょっと私どもの特徴を含めてここに記載しているというような構成になっております。⑤のほうの1ページ目からでございますが、貯蔵建屋をまず挙げておまして、その横、あ、ごめんなさい、表のほうの上側の上の本
2:13:29	よう見ていただきまして、この3列目、こちら施設分類というのはですね、都市、今回の設工認におけます別表上の分類を書いております建屋でございますと、各バグ燃料質の貯蔵施設としての
2:13:46	エントリーと放射性管理施設としてのエントリー
2:13:49	をしております。火災につきましては変動しておるんですが、今回は乾式貯蔵兼用キャスクと周辺施設という分担で書いておりますのでそちらについてはちょっと記載をしております。その右側の列の設備分類につきましては、その設備がどのような位置付けになってるかということでございまして、
2:14:07	建家でございますと、核燃料物質の貯蔵施設の中の基本設計方針設備として位置付けております放射線管理施設としましては、要目表対象設備というふうな位置付けになっております。その隣側の列でございますがこれは設工認の記載箇所を具体的に表しております
2:14:25	様の二つに分けておりますが、基本設計方針4も含むというのが一般的に言われる本部でどこで書いておりましたということを表しております、その右側添付書類施設工認の添付書類としてどこで書いているかというのは設計方針記載内容としましては、そこに書いているのは一体どういうことかと。
2:14:43	いうのをですね、端的に表している言葉で書いて、
2:14:48	いうふうに見ていただければなというふうに思っておりますので、まず貯蔵設備または1ヶ所だけなんです、説明させていただきたいと思っております、⑤のですね、KiK-net、
2:15:00	15ページの下、右下の通し番号の15ページです。これがですね。
2:15:08	燃料物質の貯蔵施設の基本設計方針でございまして、こちら下の
2:15:16	一番下からですね、
2:15:18	一番下の方でこの黄色で塗って所こちらがですね。ええと乾式貯蔵施設というのはですね、使用済み燃料貯蔵容器等は周辺施設である建屋、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:15:28	それと、圧力計当面 600 人強抜け跡、天井クレーン、使用済みの乾式貯蔵建屋はごめんなさい、記憶にある乾式貯蔵容器搬送台車で構成するということを書いておまして、その 16 ページのかも。
2:15:43	次に続きまして、それぞれの設備についてはですね、どういうふうに分類して農業クラス設計とするというのをですね、ここで
2:15:52	兼用キャスクの周辺施設の位置付けを変えていくということになっております。こちらに基づいて、それぞれの設計をしておりますというのがですね、一番わかりやすく書いてるのにぱっとまして、別途詳細というか、それぞれのです。
2:16:09	具体的な箇所につきましては先ほどの⑤-1 ページ 2 ページを見ていただきますと、それぞれの人場所を記載しているというふうなものになっておりますので、ちょっと走りましたが、そういう感じで見ていただければ、
2:16:27	兼用キャスク周辺施設についても、
2:16:30	期待ができてるっていうのは御確認いただけるかなというふうに思います。
2:16:35	すみません。⑤の見方というか、
2:16:38	音声はそのようなものになっています以上です。
2:16:45	はい。規制庁フジモリですけど、非常によくわかりやすくまとめていただいております。
2:16:52	内容についてはちょっと今後確認させてもらいまして何かあれば、また、
2:16:57	お聞きするかもしれません。はい。ありがとうございます。
2:17:01	よろしく申し上げます。
2:17:04	はい。
2:17:06	はい。
2:17:06	5000
2:17:09	もう
2:17:13	はい、本日の説明、四国電力からの説明は以上になります。
2:17:19	ヒアリング
2:17:20	やはり、
2:17:22	なので、
2:17:23	ありがとうございました。
2:17:25	明日をふやさない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。